

1. 出張期間：2022 年 8 月 12 日～8 月 19 日

2. 出張目的：

2021 年 4 月 21 日に欧州委員会は、EU「コーポレート・サステナビリティ情報開示指令」((Corporate Sustainability Reporting Directive；以下では CSRD と略す)に関する案を承認した。CSRD の成立後、加盟国による国内法化は 2022 年 12 月 1 日までと定められている。

長年の共同研究者である、デュッセルドルフのハインリヒ・ハイネ大学、(Heinrich-Heine-Universität Düsseldorf), 経済科学部、経営租税論講座のフェースター教授(Prof. G. Förster)と CSRD に関する意見を交換し、研究資料を収集することが今回のドイツ出張の目的であった。教授との意見交換の概要は以下の通りである。

3. 意見交換の概要

ドイツにおける商法典(HGB)準拠の個別決算書の目的観からすると、適正な利益呈示よりも、債権者保護が優先されるとされる。すなわち、ドイツ会計の目的観としての「適正な損益算定」か「債権者保護のための財産呈示」かという問題は、ドイツ会計学において「動態論」対「静態論」の対立以来論じられてきたが、この観点からすると、HGB準拠の決算書の目的観は后者である。

2009 年の会計現代化法(BilMoG)によって HGB 準拠の個別決算書が、情報提供機能(Informationsfunktion)に特化した国際会計基準(IFRS)に合わせて改造された。その結果、ドイツの会計規定の国際会計基準への近接化、すなわち「英米化」(“Anglo-Amerikanisierung”)が始まったともいわれる。そのため、出資者への配当可能額の算定によって債権者保護に役立つという配当査定機能を果たせなくなる懸念があるという見解がドイツにある。

そして、2015 年会計指令転換法(BilRUG)によって、特に注記・附属明細書における多数の記載義務が改正され、新たな記載のほか、一部、既に存在する記載義務も変更された。その後、EU「会計指令」は、EU「非財務情報開示指令」によって状況報告書に関して、加除・修正され、ドイツでは、CSR 指令転換法(CSR-RUG)によって 2017 年に HGB 内に転換された。これによって、HGB による会計報告における情報提供機能は更に拡大された。

HGB 準拠の決算書は、依然として利益配当の基礎であり、日本の確定決算主義に相当する、HGB 準拠の決算書の基準性(Maßgeblichkeit)の利点は保持され、同様に、正規の簿記原則(GoB)の体系といった、HGB 上の会計報告の支柱は存在し続けている。

EU「非財務情報開示指令」から EU「コーポレート・サステナビリティ情報開示指令」への名称変更は、内容的変質も含んでおり、CSRD が提案しているような意味での一般的サステナビリティ報告は、財務報告から、したがって、HGB からも切り離されてしまうことは明らかである。包括的サステナビリティ報告について提案されている義務は、部分的に債権者保

護にも資本市場の利益にも役立たない。むしろ、該当企業の代表者は、「グリーン化」という EU の一般的な政治的観念を実現する義務を負うことになる。そして、CSRD のドイツ国内法化により、情報提供機能が一層拡大され、HGB 準拠の決算書の課税所得計算に対する基準性の意義が一層希薄になる可能性がある。

4. コロナ禍の下でのドイツの状況

教授には、コロナ禍の下でのドイツの大学教育についてもお話を伺った。ドイツでも 2020 年と 2021 年は、オンラインにより講義、演習が行われたという。対面の場合より受講者が増えたという点は日本と同じである。Zoom を用いた授業では、対面の場合と違い、学生とディスカッションをやろうと思っても、思うように学生が反応してくれなかったという。総じて、コロナ禍の下での大学の授業の事情は日独、類似していたようである。現在は、講義、演習等、対面で行われている。ドイツでは夏学期が始まっており、新入生らしき学生も大勢、キャンパス内で見かけた。

デュッセルドルフ大学は、1965 年創立の比較的新しい大学で、上述のように正式名称はデュッセルドルフ出身の詩人に因んでハインリヒ・ハイネ大学という。経済科学部の建物は投資で財を成した人の寄付で建てられたというモダンな校舎である。



デュッセルドルフ市は、ドイツ連邦共和国のノルトライン・ヴェストファーレン州の州都で、ドイツの商業都市である。日系企業の駐在員及びその家族が多く住んでいる。かつては、街で見かける東アジア人は日本人が主であったが、今では中国や韓国の人たちがデュッセルドルフの店で働いていたりする。

ヨーロッパの今年の夏は猛暑で、日中は連日気温が 30 度を超えた。ヨーロッパの水上輸

送の大動脈であり、デュッセルドルフの街の中心を流れるライン河も干ばつにより水量が減り、水上輸送に支障をきたすほどであった。

一般の生活については、街を歩く人々は、マスクをしている割合は1～2割ほどで、デュッセルドルフでは、飲食店でも特にワクチン接種の証明書を求められることはなかった。但し、公共交通機関では、マスクの着用が必須で、たまたま係員の乗車券チェックの時に着用していない若者が降車を指示された場面もあった。人々の日常の生活は、ほぼコロナ禍前に戻っている様子であった。

なお、今年6月、7月、8月には1か月間9ユーロ（約1200円）でドイツ全土のバス、電車、そして日本の新幹線に相当するICEを含むすべての鉄道に乗り放題のチケットが発売された。このチケットのおかげで大学への行き来について、全くチケットのことを気にせず利用できた。

5. 出張の成果

当初の計画ではCSRDの成立は2022年6月までの予定であったが、8月の時点でまだ欧州議会と欧州理事会によって採択されていない。但し、CSRDの文面(Wortlaut)については6月30日に政治的合意がなされている。また、CSRDの施行基準にあたるサステナビリティ情報開示基準も、その初回分は2022年10月31日までに公布される予定であったが、11月に延期される模様である。

ドイツ会計学において「動態論」対「静態論」の対立以来論じられてきたドイツ会計の目的観からして今回のEU「コーポレート・サステナビリティ情報開示指令」(CSRD)のドイツ国内法化がどのような意味を持つのかという点について、研究に不可欠な資料を収集し、フェースター教授から貴重な意見を聴取することができた。今後、これらの資料を活用し、学術論文にまとめて公表する所存である。